

VII まとめ

横尾遺跡において検出されたそれぞれの遺構・遺物については前述した。検出された遺構は、平安時代竪穴式住居址1棟、土壙1基、集石遺構1基がある。一方、出土した遺物は、土師器、灰釉陶器がある。

検出された遺構のD1号土壙・集石遺構については、遺物の出土がなく、性格及び所産期等については言及できない。しかし、集石遺構については、全体層序Ⅱ層の上部に存在することから、H1号住居址・D1号土壙の覆土状態と比較して、後出するものと推察する。以下、H1号住居址を中心とした記述を行ないまとめとしたい。

1 佐久地方の焼失住居址について⁽¹⁾

佐久地方の古墳時代後期以降における焼失住居址の検出例は、鬼高期に佐久市で市道第1・3・9号住、跡部町田H1・2・3号住、下小平H1号住、清水田H1・2・3号住、中道H3号住の11棟。小諸市で五ヶ城第7・13・14号住の3棟。臼田町で井上H3号住の1棟と計15棟知られている。奈良時代は、現在のところ検出例は知られていない。平安時代では、望月町で新水A第1号住・竹之城原第4号住の2棟、佐久市で西八日町の2棟、小諸市で曾根城第3号住と本遺跡の1棟で計6棟検出されている。

現在、報告書から知られている鬼高期の住居址検出例は51棟で、そのうち焼失住居址は11棟と⁽¹⁰⁾かなり高い割合で焼失していることがうかがえる。一方、平安時代の住居址の報告例は、92棟で⁽¹¹⁾そのうち焼失住居址は、新水A・曾根城と本遺跡の3棟しか報告されていない。今後の整理、発掘により資料は増すものと思われるが、現時点における鬼高期の焼失住居址検出率が高いことは注意していく必要があろう。

次に炭化材の出土状態であるが、床面直上の検出例がほとんどで、本遺跡と同様のすこし浮いた状態での検出例は、清水田遺跡ぐらいであり、住居址廃絶後に出土したのではなく、日常生活中に何らかの原因による火災が多いものと思われる。炭化材は、棒状あるいは丸太状と板状の2種類がほとんどで、板状の炭化材を検出した遺跡で、本遺跡と類似しているのは、新水A遺跡第1号住居址だけである。主柱材と明確にわかる炭化材が検出されているのは、井上H3号住・市道第9号住・跡部町田H1号住の3棟だけで、他の焼失住居址では、いずれも不明確なものとなっており、棒状あるいは丸太状の炭化材のほとんどが垂木として使用されているものと報告している。材質は、市道・下小平・跡部町田遺跡でナラと報告されており、五ヶ城遺跡では広葉樹と記載されている。

本遺構と同じ平安時代の焼失住居址である新水A遺跡第1号住居址の板状の炭化材は、壁材として用いられたものと報告されているが、本遺構の場合、板材は壁から住居址中央に落ち込んでおり、壁際が高くなっていることから、屋根材として使用されたものと思われる。さらに、板材の上から木皮の炭化材が検出され、その上に焼土が濃く分布していたことから、屋根板の上を木皮で覆い、その上にさらに土を塗って固定し、寒さにたいして保温する役目も果したものと考えられる。⁽¹⁶⁾

主柱材が不明確なことは、後でもふれるが鬼高窓から平安時代にかけて主柱穴の検出されない豊穴住居址とともに注目される。

本遺構からは、床板が検出されている。佐久地方では、市道遺跡第3号住居址において「南西隅付近の床面1cmの所からは、大きさ30×50cmおよび25×40cm、厚さ2.5cmの2枚の板が検出されている。床板のように思われるが、2の炭化材は一部で重なっており速断は許されない」と報告されているが、確実に床板かどうか疑問が残る。全国的にみても、板敷と認められる例は非常に少なく、県内の平出遺跡第22号住居址、静岡県登呂遺跡第1号住居址と千葉県市営総合運動場内遺跡29・31・34号住居址⁽¹⁷⁾の5例だけである。平出遺跡第22号住居址については、小柱穴の配置からの複元推定であり、総合運動場内遺跡29・31・34号住居址についても遺跡が国府跡の近接する地であり、上記3住居址の規模が大きく、集落の中での位置が特異でしかも、柱穴を6～9個有し、主柱穴である四個の深さに比べて中間の柱穴は浅く、東柱用の柱穴ではなかったかとして板敷床を持った住居址と複元推定している。登呂遺跡第1号住居址においては、床面に多くの木材が遺存していたものの、床板とする考え方と板葺屋根の一部とする考え方の2つに見解が分かれている。本遺構で検出された床板は、北東隅に長さ約2m50cm、幅20～27cm、厚さ2～4cmの板材を東壁下から平行に北壁に沿って5枚規則正しく根太材の上にのせて敷かれていたものと考えられ、板敷推定面積は約3m²を測る。全プランの推測面積は約19.5m²であり、およそ6から7分の1の床面は確実に板敷と考えられ、これからの研究資料として貴重なものと思われる。

2 主柱穴について

佐久地方の鬼高窓において柱穴が1基も検出されない例は、上桜井北H9・17号住、宮ノ北第4号住⁽²⁰⁾の3棟報告されており、跡部町田H2号住と曾根城第2号住は主柱穴が1基だけ確認されている。また、関口B遺跡第5号住居址では、住居址中央部に浅く不整形なピットが1基検出されただけで、主柱穴と考えられるピットは確認できなかつたとしている。⁽²¹⁾

奈良時代では、資料数が少ないためか、現在のところ柱穴が1基も検出されない住居址の報告例は知られていない。⁽²²⁾

平安時代では、柱穴の不明確な住居址が多く、むしろ4隅に明確に主柱穴が検出されている例